

LS研究委員会 規約

(第1版 2007年4月1日制定)

1. 名 称

特別委員会を設置し、LS研究委員会とする。

2. 目 的

本委員会は、会員の発展に貢献する情報システムを目指し、ITの有効活用と先進コンセプト・先進システム・先端技術の研究活動を行い、その成果の共有、および会員間、会員・富士通間の情報交流活動を通じて、Give & Takeの精神で共に汗を流して、会員相互の利益をはかることを目的とする。

3. 活 動

1) 前項の目的を達成するため、この委員会は下記の活動を行う。

- ① 分科会活動による共同研究および研究会の開催。
- ② 先進事例・先端技術の調査、研究。
- ③ 研究成果情報の外部への発信。
- ④ 情報システム部門の人材育成。
- ⑤ 富士通との技術交流。
- ⑥ その他、本委員会の目的を達成するために必要な活動。

2) 前号の活動に関連して生じた特許権、実用新案権、意匠権（特許、実用新案、意匠登録を受ける権利を含み、以下あわせて「特許権等」という）、著作権（以下、特許権等とあわせて「知的財産権」という）および前号の活動に関連して開示される秘密情報については、「知的財産権および秘密情報に関する運用規約」に従うものとする。また、本委員会の事務局は、成果発表会、その他幹事会で定める行事等において、活動内容を写真、画像ならびに動画等に記録し、本委員会の活動の紹介および広報等を目的に利用することができる。

4. LS研究委員会会員

1) 資格

本委員会における会員とは、正会員または個人会員をいい、それぞれ下記の条件を全て満たしていることとする。

①正会員

- a) ファミリー会会員であり、本委員会幹事会で承認を得ていること。
- b) 本規約第2項の目的の主旨に賛同し本規約の運用に同意すること。
なお、正会員は、自己の親会社（正会員の総株主または総社員の議決権の過半数を有する会社）または子会社（正会員が総株主または総社員の議決権の過半数を有する会社）を、本委員会が別途定める場合を除き、本委員会の活動に参加させることができる。

②個人会員

- a) 本委員会幹事会での承認を得ていること。
- b) 正会員に所属していない個人であり、正会員の推薦があること。
- c) 本規約第2項の目的の主旨に賛同し本規約の運用に同意すること。

2) LS研究委員会入会

本委員会に入会しようとするものは本委員会事務局を経由し、本委員会幹事会に申し込むものとする。

3) 義務

本委員会会員は第2項に定める目的を達成するため、第3項の各活動に積極的に参加する。本委員会会員名簿記載事項に変更が生じた場合は、直ちに書面で本委員会事務局宛通知する。

4) 会員の特典と権利

①正会員

- a) L S 研究委員会が行う諸活動への参加
- b) 刊行物、資料等の入手
- c) 役員選挙権および被選挙権の行使

②個人会員

- a) L S 研究委員会が行う諸活動への参加（一部活動対象を限定する）
- b) 刊行物、資料等の入手（一部資料等を有償とする）

なお、個人会員は、ファミリー会本部及び支部で開催する活動には参加できない。

5) L S 研究委員会退会

正会員または個人会員がこの本委員会を退会しようとする時はその旨書面をもって本委員会に届け出るものとする。

6) 会員資格喪失および除名

- ・本委員会会費を1年以上にわたり納入しないときは会員の資格を喪失するものとする。
- ・本委員会会員が次の各号のいずれかに該当する時は、本委員会幹事会の議決を経てこれを除名することができる。
 - a) 本委員会の目的に反する行為をなした、またはその名誉を傷つけた時
 - b) その他本規約、または総会の決定した事項に違背した時

5. 総 会

1) 総会は幹事長が召集し、毎年1回以上開催する。招集方法は、書面による方法またはインターネットを利用した方法のいずれか（または両者の併用）とする。

2) 総会においては、次の事項を行う。

- ① L S 研究委員会役員選出
- ② L S 研究委員会事業の計画ならび実施状況
- ③ L S 研究委員会会計の決算
- ④ L S 研究委員会規約の改定
- ⑤ その他本委員会幹事会において必要と認めた事項

3) 総会は、会員が集合して実施する方法、またはインターネットを利用した方法による開催とする。尚、いずれの開催方法をとるかは、幹事長が招集時に決定するものとする。

4) 総会の議決は、正会員の総数の過半数が出席（白紙委任状を含む）し、出席の正会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、インターネットを利用した方法による場合は、総会の議決は、正会員の総数の過半数の、インターネットを利用した方法による賛成の意思表示（白紙委任の意思表示を含む）を必要とする。

6. L S 研究委員会幹事会

本委員会幹事会は幹事長、副幹事長、幹事により構成され、幹事長が召集する。幹事会の付議事項は、次のとおりとする。

- 1) L S 研究委員会の運営に関する事項
- 2) L S 研究委員会会員の加入等に関する事項
- 3) 総会の開催に関する事項

- 4) LS研究委員会役員補選に関する事項
- 5) その他本委員会務執行に関する重要事項

7. 会 計

本委員会の正会員の会費は、年額26,000円とする。10月以降入会の正会員は、当該年度会費の半額とする。

また、個人会員は、資料代として年額10,000円（含む消費税）とする。

なお既納会費の払戻しは行わない。

会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

8. その他の事項

上記各項以外の事項、ならびに疑義のある事項については本委員会幹事会または本委員会総会にはかり処理するものとする。

(以 上)